

福島県中小企業販路拡大支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）理事長は、県内中小企業者等が実施する販路拡大に繋がる取組に対して、その経費の一部を支援するため、この要領に定めることにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 本事業に係る事業活動を遂行可能な事業活動の実績を有する本・支店、営業所等をいう。
- (2) 中小企業者等 次に掲げるものをいう
 - ア) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）、商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に規定する生活衛生同業組合及び連合会
 - ウ) ア、イのほか県内に事業所を置き事業活動を行う者で、その他センターが定める者
ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社は中小企業者等に含まないものとする。
また、大企業とは、別表1以外の者をいう。
なお、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び、投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合については大企業として扱わない。
- (3) 補助事業者 本実施要領に基づいて交付決定を受けた者をいう。
- (4) 事業の中止 本事業着手後に本事業の遂行を取りやめることをいう。
- (5) 事業の廃止 本事業に着手することなく、本事業を取りやめることをいう。

(補助対象者)

第3条 本事業の対象は、前条第1号に定める事業所等を福島県内に有する中小企業者等とする。

ただし、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象外とする。また、組合における補助対象事業は、営利目的の事業に限る。

2 前項の規定に関わらず、補助事業者が次の各号に該当する場合は本事業の対象としない。

- (1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規

- 定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）を営むと認められるとき（一部例外を除く）
- (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下 2 同じ）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められるとき
 - (4) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
 - (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が (3) から (7) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (9) (3) から (7) までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、センターが当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき
 - (10) 第 2 条第 1 号に定める事業所の県外移転を行う（検討開始を含む。）ことが明確なとき
 - (11) 福島県税の滞納がある者
 - (12) 国又は地方公共団体から出資を受けている者
 - (13) 前各号に掲げる者のほか、センターが不適當であると認める者

（補助事業の対象）

第 4 条 補助事業の対象は、補助事業者の製品やサービスの認知度向上、新規顧客の獲得等を通じて取引拡大の促進に資する取組とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、福島県と協議の上、センターが必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 他の補助金等を活用して同一の内容で行われる事業
- (2) 特定の政治活動に関連した事業
- (3) 特定の宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉等となるような事業
- (4) 公序良俗に反する事業、又は社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業に関連して行われる事業）

（補助対象経費等）

第 5 条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間並びに補助率及び補助上限額は別表 2 に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、補助金交付決定日から交付決定日の属する年度の1月31日までとする。

2 補助事業者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(対象経費)

第7条 対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払（決済）の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

(交付の申請等)

第8条 本事業の補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書（様式第1号、様式第2号）にセンターが別に定める書類を添えて、指定する期日までにセンターに提出するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第9条 センターは、審査委員会を設置し、事業実施者からの申請に基づき審査を行い、助成対象者を決定するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

3 センターは、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、センターが別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更等の申請等)

第11条 補助事業者は、第8条第1項の規定により提出した交付申請書等について、次の各号の一に該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書（様式第3号）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の配分の変更について、その変更額の合計が交付決定額の増額又は20%を超える減額をしようとするとき

(2) 本事業の実施計画の一部中止又は変更、目標値の変更など事業内容を著しく変更しようとするとき

(3) その他センターが必要と認めるとき

2 補助事業者は、本事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書

(様式第4号)をセンターに提出しなければならない。

- 3 センターは、前各項の申請に対し、承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができることとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに任意の様式による事故報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行の義務)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

また、補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに状況報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、交付決定日の属する年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号(別紙を含む))をセンターに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 センターは、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第11条第1項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 センターは、第11条第2項の補助事業の中止(廃止)の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本実施要領又は法令若しくは本実施要領に基づくセンターの指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 センターは、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 センターは、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、産業振興センター理事長が別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 18 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、単価 50 万円（税抜）以上の取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 6 号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、前項の取得財産等があるときは、第 14 条に定める実績報告書に取得財産等管理台帳（様式第 6 号）を添付しなければならない。

4 センターは、補助事業者が、取得財産等を、補助金等の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供すること（以下「処分」という。）により収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 19 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜）以上の建物、建物に付属する構築物、設備、備品及びその他の財産とする。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日通商産業省告示第 360 号）に準じるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 7 号）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(成果の発表)

第 20 条 センター及び福島県は、本事業が完了したときは、補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、その成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、センター及び福島県が前項に規定する成果の普及を図るときは、これに協力

しなければならない。

(補助事業実施後の効果の報告)

第 21 条 補助事業者は、本事業による効果について、補助事業が完了した日が属する事業年度の期末から 60 日以内にセンターに提出しなければならない。

(立入検査等)

第 22 条 センターは、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 23 条 センターは、第 15 条により補助金の額を確定後、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 8 号による支払請求書により、センターに補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 24 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 25 条 この要領によりセンターに提出する書類の部数は、1 部とする。

(補 則)

第 26 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

事業者の定義

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は出資の 総額	常時使用する従業員の 数
① 「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
② 「卸売業」	1億円以下	100人以下
③ 「小売業」	5千万円以下	50人以下
④ 「サービス業」	5千万円以下	100人以下
⑤ 「その他の業種（①～④を除く）」	3億円以下	300人以下

※ 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。

※ 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする

※ 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

別表2（第5条関係）

対象経費の区分	補助率	補助上限額	補助対象経費
自社製品等の海外市場調査等	補助対象経費の 3分の2以内	50万円	○調査・試験・評価等の 外部委託費 ○知見の提供等に対する 専門家、通訳・翻訳等 の謝金
国内で開催される商談会・展示会 等への出展 (福島県内開催を除く)	補助対象経費の 2分の1以内	50万円	(国内・海外共通) ○出展小間料、小間製作 費、会場装飾費用等 ○広告宣伝費、パンフレッ ト制作費用 (海外のみ) ○通訳雇用費 ○出品物の輸送費 ○海外への航空券代、宿泊 費、旅行代理店等への手 配手数料
海外で開催される商談会・展示会 等への出展		75万円	○通訳雇用費 ○外国語版ホームページ 作成時の翻訳費用 ○外国語パンフレット制 作費用 ○海外への航空券代、宿泊 費、旅行代理店等への手 配手数料
海外企業との商談		50万円	○通訳雇用費 ○外国語版ホームページ 作成時の翻訳費用 ○外国語パンフレット制 作費用 ○海外への航空券代、宿泊 費、旅行代理店等への手 配手数料